個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年７月31日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年４月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］
４－１－１　行政機関等	４－１－１　行政機関等
(1)　行政機関	(1)　行政機関
「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。	「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。
①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）	①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］
復興庁	復興庁設置法（平成23年法律第125号）第２条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第３条
［略］	［略］
原子力防災会議	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条の３
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第１条
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
復興庁	復興庁設置法（平成23年法律第125号）第２条
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第１条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第３条
［同左］	［同左］
原子力防災会議	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条の３
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条